

イギリス革命期の経済思想 (Ⅲ)

— ヘンリ・パーカー —

浜林正夫

I

ヘンリ・ロビンソンとならんでジョーダンがその分析の対象としたヘンリ・パーカーは、その経歴においてもその思想においてもその政治的立場においても、ロビンソンときわめて似かよっている。パーカーは1642年の7月に、国王批判の論文を発表し、ここで自然法思想から議会の至上性を主張して、国王と議会との争いにおける議会側の立場を、ピューリタニズムとは別の観点から提起しており、こういう議会主権論のもっとも早い主張者の一人として記憶されるのがふつうである。⁽¹⁾しかしパーカーのこの議会主権論の意義はたしかに重要ではあるけれども、そのなかにあるさまざまな制約や限界を見逃すことは許されないであろうし、さらにその宗教思想や経済思想が、彼の政治思想とどのように関連しているのか、という問題も、政治思想そのものの分析や評価のなかで無視されてよい問題ではないであろうし、狭義の政治思想史からはなれて、パーカーの思想体系を全体としてあきらかにするということは、おそらく、イギリス革命思想史のみならず、革命史の全体のうえに、何ほどかの意義をもちうるであろう。もとより、分析の対象がヘンリ・パーカーという一個人に限定されるかぎり、この分析がもちうる革命史研究のうえでの意義も、きわめて限られた範囲内のものにとどまらざるをえないであろうし、しかもえられた対

(1) パーカーの議会主権論については、W. Haller: Tracts on Liberty in the Puritan Revolution, N. Y. 1934, vol. I, pp. 24—26, G. P. Gooch: English Democratic Ideas in the seventeenth century, Cambridge, 1898, rep. 1954, p. 92, M. A. Judson: Henry Parker and the theory of Parliamentary Sovereignty (in "Essays in History and Political Theory in Honour of Charles Howard McIlwain", Cambridge, Mass., 1936)

象であるパーカーが、革命の中心部からややはずれたところに位置していることからすれば、この分析もまた、革命の中心部からややはずれたところでの一つの思想類型をあきらかにするという意味しかもちえないかも知れない。しかし、それは少なくとも、イギリス革命の多様性をときほぐす一つの手がかりを与えてくれるであろうし、革命の中心部へのアプローチのための、一つの拠点を提供してくれるであろう。おおよそそのような予想にみちびかれながら、以下において、ヘンリ・パーカーの思想の、全面的な分析をこころみることとしたい。

II

はじめにパーカーの経歴を簡単に紹介しておくことが、どうしても必要であろう。

パーカー家は13世紀のはじめ以来、サセックスのベクスヒルに所領をもつ旧家であった。その家は代々その所領をふやしつつ繁栄をつづけ、ヘンリの父ニコラスのときには、その州の第一級のジェントリのうちに数えられるようになり、1591年には騎士の称号をえ、1597年には州選出の下院議員となった。またニコラスは17世紀のはじめにはヴァージニア・カンパニのメンバーとなっているが、これはたんなる出資にとどまったもののようである。

ヘンリはこのニコラスの五男として1604年に生れた。父の財産は年収1,000ポンドをこえる10あまりのマナと、多額の現金とであったが、これは長男のトマスが相続し、ヘンリはじめそのほかの兄弟にのこされたものはそう多くはなかつたらしい。したがってヘンリは、その当時のジェントリの二・三男以下の多くがそうであったように、専門職業への道をえらび、1625年にオックスフォード大学を卒業してのち、リンカーン法学院に学び、1637年はじめに弁護士となった。しかし、イングランドにおける政治情勢の緊迫は、ヘンリにその職業に平穩裡にとどまることを許さなかつた。兄トマスは、1626年以来、下院議員となって、そのころからようやくまとまりはじめていた反対派グループに加わり、1640年の長期議会では長老派の一人に数えられているが、ヘンリもまた兄とともに革命陣営に参加し、長期議会が召集された1640年の11月に、その最初

の著作「船舶税の根拠の簡単な考察」⁽¹⁾を匿名で発表して、そのなかで国王の非合法な課税権をはげしく攻撃し、その翌年には、いくつかの論文において国教会に対してはげしい攻撃を加えた。⁽²⁾ 兄トマス・パーカーは保守的なカルヴァニストで、革命の進展につれて次第に議会陣営から遠ざかりはじめ、1648年末には病気を口実に議員を辞任し、その後は引退生活をつづけて革命が大きく後退した1656年プロテクター制の第二議会にふたたび議員として政界へ復帰するのであるが、これに対して弟のヘンリはもっとラディカルで、一貫して革命を支持し、政治的には独立派にぞくすることとなる。

しかしヘンリも、どういう理由によるのかはあきらかではないけれども、革命軍には参加せず、もっぱら文筆活動による国王攻撃をつづけ、⁽³⁾ 45年6月には

(1) The case of shipmoney briefly discoursed, according to the grounds of law, policie, and conscience, London, Nov., 1640.

(2) 1641年に発表された論文は次のとおりである。

i) The altar dispute, or a discourse concerning the severall innovations of the altar, etc., London, July.

ii) A discourse concerning Puritans, etc., London, Jan.

iii) The question concerning the divine right of episcopacy truly stated, London.

iv) The true grounds of ecclesiasticall regiment set forth in a briefe dissertation. Maintaining the kings spirituall supremacie against the pretended independencie of the prelates, etc., London, Nov.

このうち ii) と iv) は匿名で、iv) は「確信をもってパーカーに帰せられる」とされているが、ii) については、パーカーによるという証拠は「決定的ではない」といわれる。cf. W. K. Jordan: Men of Substance, Chicago, 1942, p. 69, n. 1. トマス・コレクションのカタログではパーカーに帰せられている。

(3) 42年に発表されたものには政治問題をあつかったものが多い。

i) The contra-replicant, his complaint to his majestie, etc., London, (これはトマスのカタログでは1643年1月となっている)

ii) The danger to England observed, upon its deserting the high court of parliament, London, July.

iii) The manifold miseries of civil warre and discord in a kingdom, etc., London, July.

iv) Observations upon some of his majesties late answers and expresses, London, July.

v) Animadversions Animadverted; or the Observator defended in a modest Reply to the late Animadversions etc., London, Aug.

vi) A petition or declaration, humbly desired to be presented to the view of his most excellent majestie……shewing the great danger and inconveniences that will happen both to the king and kingdome, if either his majestie or his people desert his grand and most faithfull Councell, the high court *

下院の書記に任命された。パーカーがほかの二人の書記と共同で執筆した「国王の内幕の曝露」は、45年6月のネーズビイの戦闘で押収された国王の秘密文書を曝露し、カソリックとの通謀をあきらかにしたもので、国民の反カソリック的感情を利用しつつ国王側にきわめて大きな打撃を与えたといわれている。⁽¹⁾と同時にパーカーは、議会内部の分裂にあたっては長老派に対して独立派にくみし、1646年には「長老派統治というトロイの木馬の曝露」という論文を発表している。ただしパーカーの長老派批判が、どういう立場からのものであるのか、という問題は、もう少しちいって、のちに検討してみなければならない。⁽²⁾

* of Parliament, London, July.

vii) Some few observations upon his majesties late answer to the declaration, or remonstrance of the lords and commons, etc., London, May.

viii) The vintners answer to some scandalous phamphlets published,…… by Richard Kilbert, etc., London, March.

以上のうち iii) をのぞいてはすべて匿名であるが、ジョーダンによってパーカーのものとして推定されている。

(1) 以上の二つをふくめて、1643年から46年にかけてのパーカーの出版物は次のとおり、その内容は標題からある程度推測しうるであろう。

i) The oath of pacification: or a forme of religious accommodation: humbly proposed both to King and Parliament. Thereby to set an end to the present miseries and broyles of this dis-composed, almost ship-wrackt state, London, Oct., 1643.

ii) A political catechism. Or, certain questions concerning the government of this land, answered in his majesties own words…… with some brief observations thereupon, London, May, 1643.

iii) Jus populi. Or, a discourse wherein clear satisfaction is given, as well concerning the right of subjects, as the right of princes, London, Oct., 1644.

iv) Jus fregnum. Or, a vindication of the regall power: against all spirituall authority exercised under any foim of ecclesiasticall government, London, May, 1645.

v) The King's cabinet opened: or, certain packets of secret letters and papers, written with the kings own hand, and taken in his cabinet at Nasby-Field, June 14, 1645, etc., London, June, 1645.

vi) The Trojan Horse of the Presbyteriall government unbowelled……, s. l., Sept., 1646,

以上は全部匿名。v) はパーカーとジョン・サドラー、トマス・メイの共著である。

ところでパーカーは、1646年に、動乱の祖国をあとに、ハムブルグへ旅立つこととなる。これは彼が冒険商人組合の書記に採用され外地駐在員となったためであるが、革命がようやく内戦の泥沼から脱し、議会軍の勝利がほぼ確定的となったこの時期に、パーカーが外国へ出かけたのは何故であろうか。それは決して、革命の前途を樂觀し、安んじて後事をゆだねてみずからは革命戦列からはなれるというようなものではなかったであろう。何故なら、46年の段階においては、軍事的に議会の優位はほぼ確定的となったとはいうものの、政治的には革命の前途はなおまったく予断を許さず、とくに議会派の内部における長老派と独立派の対立は、ようやくこの時期に表面化しつつあったのであるから、もしパーカーがほんとうに革命の前途を思い、国教会に代る長老派の新しい支配体制に危惧の念をいただいていたのであれば、安んじて祖国をあとにするということなどは、とうてい不可能であったろうからである。ジョーダン⁽¹⁾はやはりパーカーの外遊を不可解としつつ、パーカーが1643年末に議会上に官職をもとめてえられなかったという個人的不満と、パーカーのハムブルグ駐在には外交上の役割もあったのではないかという推測を下しているが、これだけではなお十分に納得しうる説明とはいえないように思われる。むしろこういう点にこそ、パーカーと革命中心部との距離を、想定すべきではなからうか。ジョーダンがパーカーをロビンソンとともにイギリス革命の代表的な人物とみなしているにもかかわらず⁽²⁾、革命に対するパーカーの日和見的な態度がこういうところにあらわれているとみるべきであろう。その点についてはのちに彼の思想分析において中心的な焦点となるはずである。

ハムブルグにあってパーカーは、1643—46年の彼の政治論文に対する国王派の裁判官デーヴィッド・ジェンキンスの批判に答えて、「三つのつまらない無意味な論争書」をあらわしているが、1648年に冒険商人組合、さらに特権カンパ

(1) cf. W. K. Jordan: op. cit., pp. 34—35.

(2) cf. Ibid., p. 4.

(3) W. K. Jordan: op. cit., p. 144. この三つとは

i) The cordiall of Mr. David Jenkins; or his reply to H. P. Barrister of Lincolnes Inn, answered, London, June, 1647.

ii) An answer to the poysonous seditious paper of Mr. David Jenkins, London, May, 1647. *

ニ一般を弁護した論文「自由交易について」を⁽¹⁾発表した。これはのちにパーカーの経済思想の分析の主たる対象となるであろう。パーカーは1649年5月にロンドンへ帰るが、帰国後は共和制政府に用いられて徴税委員などの職につき、またウェールズで国王派の没収地を買いいれたりして、かなりの財産をつくったようであるが、このことは当然にパーカーを共和制政府の熱心な支持者とし、共和制を攻撃した平等派のリルバーンに対しては、1650年にこれを非難・攻撃するはげしいパンフレットを公表した。⁽³⁾さらにパーカーは、クロムウェル指揮下のアイアランド遠征軍の書記となって、1649年8月アイアランドへ渡り、クロムウェルのアイアランド、スコットランド征服を支持するパンフレットを⁽³⁾あらわし、クロムウェルの帰国後も、軍および議会委員の書記としてアイアランドにとどまったが、1652年末、おそらくその地で、病をえて世を去った。⁽⁴⁾

* iii) Severall poysonous and seditious papers of Mr. David Jenkins answered, etc., London, 1647.

である。

(1) そのフル・タイトルは次のとおり。Of a Free Trade. A discourse seriously recommending to our nation the wonderfull benefits of Trade, especially of a rightly governed, and ordered trade. Setting forth also most clearly, the relative nature, degrees, and qualifications of Libertie, which is ever to be enlarged, or restrained according to that Good, which it relates to, as that is more, or less ample, written by Henry Parker, Esquire. London, printed by Fr: Neile for Robert Bostock, Feb., 1648.

(2) A letter of due censure, and redargution to Lieut. Coll: John Lilburne, touching his Triall at Guild-Hall-London in Octob: last, 1649., London, June, 1650.

(3) i) The chief affairs of Ireland truly communicated, etc., London, Feb., 1651.

ii) Scotlands holy war. A discourse truly, and plainly remonstrating, how the Scots out of a corrupt pretended zeal to the Covenant have made the same scandalous, and odious to all good men, etc., London, Jan., 1651.

i) は匿名で、おそらくパーカーのものであろうといわれている。

(4) なお以上のほかに、トマスンのカタログでは次のものがパーカーに帰せられている。

i) The Generall Junto, or the Councill of Union, chosen out of England, Scotland and Ireland, for the better compacting of three Nations into one Monarchy, 1642.

ii) Mr. William Wheelers Case from his own Relation, Jan., 1645.

iii) Points of Consideration resulting out of the Relation made by the Lords Boreel and Renswoud, Ambassadors from the Netherlands returned from England in May, June, 1645. *

パーカーには二人の子供があつたようであるが、その経歴は不明である。兄トマスには14人の子供があり、パーカー家の土地財産はもちろんとマスの長男ジョージに相続されたが、その子ロバートによってその一部は売却され、18世紀の中頃までにはその土地はすべて人手にわたり、家系もとだえたようである。その点から考えると、パーカー家の最盛期は16世紀後半から17世紀前半にかけてであつたといえようし、いわゆる名門旧家とよばれる家系が、チューダー・ステュアート朝に興隆して、市民革命後に没落していくという少なからざるケースの、一つ例をしめしているとみることもできるであろう。ともあれ、以上のような背景と経歴をもつヘンリ・パーカーが、どのような思想を展開しているのか、それを、その経済思想を中心にしてたどってみることが、以下における私の課題である。

Ⅲ

まずパーカーの宗教思想から検討することとしよう。ヘンリの兄トマス・パーカーはピューリタンのうちの長老派にぞくしていたといわれるが、ヘンリはピューリタンでもなければアングリカンでもなく、そうかといってまたセクトにぞくしていたわけでもなかった。ジョーダン⁽¹⁾は、パーカーが「冷静な世俗的な精神」をもち、「どんな宗教上の党派にもぞくさないその当時としては数少ない人々の一人であつた」といっているが、しいて分類すればパーカーは、エラス⁽²⁾

* iv) An Elegie upon y^e Death of my most Noble Lord Robert Earle of Essex, Sep., 1646.

v) The Irish Massacre; or a true Narative of the unparellell'd Cruelties exercised in Ireland upon the British protestants, Sep., 1646.

vi) Henry Parkers Answer to the Retreate of the Armie. A letter dated Hamburg 24 Sept., addressed to Mr. Geo. Thomason, Sept., 1647.

v) The true portraiture of the Kings of England. Wherein is demonstrated, that there hath been no direct succession in the line, to create an hereditary right, for six or seven hundred yeers, Ang., 1650.

vi) Reformation in Courts and Cases Testamentary, Nov., 1650.

ただし以上のうち、i) は私版本で友人50名に配布されたのみであり、ii) iii) iv) は未刊の草稿である。おそらくトマスとパーカーは個人的に知己であつたのであろう。v) vi) については、トマスの著者推定は支持しがたいものらしい。

(1) W. K. Jordan: op. cit., p. 72.

(2) Ibid., p. 85.

ティアンの一人であったといえるであろう。パーカーの教養については、詳細にこれを知ることにはできないけれども、その著作から推測すると、バイブルや教父についてはもちろんであるが、古典古代の思想家や、ルター、カルヴェン、あるいはリトルトンやクックなどのコモン・ロウ法律家などについて、かなり広い範囲にわたる知識をもっており、こういう広い教養がパーカーをして、宗教上の教義問題にその視野を限定してしまうことをゆるさなかつた、ともいえるように思われる。と同時にこのことは、パーカーが革命の当初から、あるいは革命の以前から、革命の中心勢力のイデオロギーであったピュウリタニズム、とくに長老制、に対して、かなり批判的であったということを、意味するであろう。1641年に公表された「ピュウリタン論」は、その主たる目標を国王および国教会への攻撃におくものではあつたけれども、しかしパーカーは、彼自身がピュウリタンにぞくするものでないということはもちろん、ピュウリタンに対して彼が好意的ではないということをも、この論文のなかで決して隠そうとはしていない。むしろそこでは、パーカーは国教会とピュウリタンという二つの極端の中間に自分をおき、いわば両面批判をおこないつつ、とくに、このパンフレットの副題がしめしているように、ピュウリタンという「名の誤り、濫用、誤用によって不当に苦しめられている人々のよう護」をくわだてているのであつて、決してピュウリタニズムあるいはピュウリタン自体を、弁護しているのではないのである。パーカーにとっては、ピュウリタンの、とくに長老派の、「きびしいゆとりのない掟はいついかなるところにおいても国教会制と同じように反対⁽¹⁾せざるをえないものなのであつた。

それではパーカーは国教会およびピュウリタンの、どういう点に批判的であつたのであろうか。しばらくその論点をたどってみよう。まずパーカーの国教会批判についてみてみると、そのもっとも特徴的な点は、それがきわめて政治的な角度からする批判だという点にある、といえよう。すなわちパーカーは、国教会制をその教義あるいは制度や形式というような点から批判しているのではなく、国教会僧侶がとくにロード体制のもとにおいて、政治権力を僭取し、国王

(1) A discourse concerning Puritans, Pref. [p.i] (原文の序文にはページがうってないが、便宜上ページ数をしめしておくこととする。)

の地位をおびやかすにいたったという点、この国教会の政治性こそ、パーカーの攻撃の焦点をなすものなのであった。もっともパーカーも、ロードが教会の聖餐台を祭壇にかえようとしたやり方を見て、これに反対し、教会儀式のいわゆる「改革 (innovation)」を攻撃している。しかし、ジョーダンが指摘しているように、こういう問題についてパーカーは、当時の多くのピューリタンのように、「激怒」することはできなかつた。⁽¹⁾パーカーにとってはそういうことは、極端にいつてしまえば、どうでもよいことだったのである。パーカーをして「激怒」せしめたのは、そういう制度や形式のことではなく、教会が国王から分離した独自の政治権力をもとうとしていることであつた。パーカーによればこれこそカソリズムの本質なのであり、そしてロード体制はまさにその点においてカソリズムへの傾斜をもつものとされるのである。そこでは、「忠誠という名のかげにかくれて、実はただカソリック的な支配のみが意図されている⁽²⁾」のである。だが、僧侶といえども国家の一員であるかぎり、国家権力からはなれて教会権力があるはずはなく、国家に二人以上の至上者があるはずもない。国家の首長がただ一人しかありえないとすれば、それは国王をおいて他にありえない、とパーカーは主張する。「国王は聖俗両界のすべての権力の首長・源泉・魂」であり、「僧侶は、その身分を汚し、魂の救済を怠ることなしには、いかなる世俗的な地位をうけることもできない」のである。⁽³⁾あるいはまたパーカーはこうも書いている。「国王はその至上の支配において神聖であり、その精神界の支配においては精神的である。僧侶が人々の精神や教会問題にかんしてもつ支配はすべて本来的なものでなく、派生的なものである……。結論的にいえば、国王が正当性をもちえないような、それほど神聖な地位あるいは行動は、地上にはありえない。⁽⁴⁾」

ところでパーカーの国教会批判がこのようなものであるかぎり、それが国教会とピューリタンとの争いの核心をつくことができなかつたのは、とうぜんの

(1) W. K. Jordan: op. cit., p. 72.

(2) A discourse concerning Puritans, p. 5.

(3) Ibid., p. 37.

(4) The true grounds of ecclesiasticall regiment, p. 64 — cit., W. K. Jordan: op. cit., pp. 84—85.

ことであつた。パーカーはこの二つの宗教的イデオロギーの対立のもつ深刻さを、とうてい理解しえない。彼にとっては、国教会もピュウリタンも、それがキリスト教であるかぎり、その教義の本質においては一致するものであり、また政治権力との関係においても、両者の差はそれほど決定的とは思えないのである。⁽¹⁾ 両者の対立は、「宗教の本質についてではなく、儀式やその他の小さいことがらについての教会政策における意見の不一致から」⁽²⁾ 生れた、とパーカーは考える。したがつてこういう対立は無用なものなのであり、教会形体はどちらでもよいのであつて、1641年の「ピュウリタン論」では、パーカーは長老制の方が国教会よりも害が少ない、とみているが、⁽³⁾ 1646年の「トロイの木馬」では、長老制よりもむしろ穩健な国教会制の方がよいとしており、⁽⁴⁾ いずれにしろ、いずれの教会形体にも絶対性や必然性はないという考え方において一貫しているのである。問題はいずれかの教会形体を絶対的なものとして主張することにあるのではなく、非本質的 (indifferent) なことがらにおいてはいろいろな見解がありうることを認め、それを統一して秩序を維持することにこそある、とパーカーは主張する。「もし儀式が非本質的なことにすぎないのなら、それらは平和ほど大切ではない。何故なら平和は必要なものなのであるから。」⁽⁵⁾ こういう立場から、パーカーはロード体制が非本質的な儀式を強制し、真面目な良心的な忠誠な人々を全部ひっくるめてピュウリタンとよんでこれに迫害を加え、国王と議會を分離させて、国内の秩序と平和を乱そうとしている、といつて非難する。だがこの非難は、とうぜんピュウリタンに対してもむけられるものであつたし、事実、やがてピュウリタンに対してもむけられることとなるのである。

パーカーはピュウリタンを、政治的、倫理的、宗教的という三種類に分けている。あるいは、分けるように要求している、といつ方が正確であろう。パー

(1) パーカーは宗教改革がローマの支配をうちやぶり、国王権力を確立する道をひらいたことを認めるけれども、カルヴィニズムが新しい形で教会権の優越を主張したことに反対している。cf. A discourse concerning Puritans, p. 23, p. 32.

(2) Ibid., p. 6.

(3) Ibid., p. 19.

(4) The Trojan Horse, pp. 21—22, —cit., W. K. Jordan: op. cit., p. 71.

(5) A discourse concerning Puritans, p. 41.

カーによれば、こういう三種類が人々が一括してピューリタンとよばれて、党派的であり叛乱的であり偽善的だという非難をうけていることにこそ、問題があるのである。政治的ピューリタンとは、ロード体制に政治的に批判的な人々で、ほんとうは国家の福祉と国王の安泰を望んでいるのに、これがピューリタンとして非難されることによって、国王と国民とのあいだに不信の念がうえつけられ、対立がもちこまれることとなる。また倫理的ピューリタンとは「正直なげんかくな礼儀正しい人々⁽¹⁾」のことで、こういう人々がピューリタンとして非難されることによって、道徳が破壊される。宗教的ピューリタンのなかには、洗礼派のように、「きわめていやしい無知な賤民の屑⁽²⁾」もいるけれども、これは「夏の蠅」のようなもので、放っておいてもひろがる心配はないし、そうでない宗教的な、信仰あつい人々までこれらと同じように非難することは誤りである。こういうパーカーの主張が、ピューリタン左派のセクトに非難を集中せしめ、それ以外の諸党派へむけられた非難を不当としてしりぞけようという意図をもつことは、あきらかであろう。そしてそうすることによってパーカーは、国家の秩序と平和の維持をはかろうとする。ロビンソンの場合と同じように、ここでも教義や制度が問題なのではなく、秩序の維持こそが問題なのであった。そのかぎりパーカーは革命の主力からはややそれたところに位置するとみるべきであろう。しかしパーカーはロビンソンとは異なり、政治的には日和見的な立場にとどまろうとしない。その国教会批判はやがて国王批判へとすすんでいく。国教会の国王権力僭取に対する批判から、パーカーは、国王と議会との権限関係を問題とするにいたるのである。

IV

「ピューリタン論」においてパーカーが、国家には至上者は1人しかありえないという場合、それはすでにのべたように、国王を意味していた。また「ピューリタン論」で彼が、ジェームズ一世の思想と政策に支持を与えていることも、彼が決して君主制の否定者ではなく、その支持者であり、彼の絶対王政攻

(1) A discourse concerning Puritans, p. 53.

(2) Ibid., p. 55.

撃が体制としてのそれへではなく、ロードによるその極度の反動化へむけられたものであることをしめしているといえよう。もつとも「ピュウリタン論」においても議会の意義が無視されているわけではない。教会と僧侶が国王権力を侵害しようとしている現状に対して、パーカーは国王と議会との密接な結びつきの必要を力説し、議会の重要性を強調するのではあるが、しかしその場合議会は国民の総意の代表機関としてではなく、「王国の大法廷、助言者⁽¹⁾」としてその重要性を認められるにとどまっている。これはひとりパーカーのみでなく、当時の一般的な見解であり、1641年1月の段階でパーカーがこういう政治思想の持主であったことは、何ら彼の特異性をしめすものではない。

ところが1642年7月の、「最近の陛下の回答と表明にかんする観察」では、パーカーはわめて特異な思想家としてあらわれる。この「観察」は、1642年6月、議会在国王へ提出した「19ヶ条提案」に対する国王の回答を批判するために書かれたものといわれているが、国王の回答とはまったくはなれて、原理的・哲学的に国王と議会との権限を問題としたものであり、しかも当時ふつうにみられたような、伝統や先例や法律解釈によって議会の立場を基礎づけるのではなく、自然法思想により、世俗的かつ理論的に、基礎づけをおこなったという点で、たしかにアレンのいうように、「当時としては最初の、おそらく唯一の企て⁽²⁾」であったといつてよいであろう。そしてヘンリ・パーカーの名がもつともよく記憶されているのは、最初にのべたように、この点においてなのである。

パーカーの論理はこうである。国王の権力が神に由来するという主張は誤りであつて、「権力はほんらい人民のうちにある⁽³⁾」ものであり、「法とはそれぞれの政治体の契約 (pactions) と同意 (agreement) にほかならず⁽⁴⁾」、したがつて、「君主の権力は二次的派生的であるにすぎず、その源泉および有効因は人

(1) A discourse concerning Puritans, p. 52.

(2) J. W. Allen: English Political Thought, 1603—1644, London, 1938, p. 426.

(3) Observation, p. 1,—in W. Haller ed., Tracts on Liberty in the Puritan Revolution, N. Y., 1933, vol. II, p. 167.

(4) Ibid., p.1,—in W. Haller: op. cit., II, p. 167.

民である。⁽¹⁾ 国王に対する権力の譲渡はつねに「条件的かつ委託的 (fiduciary)⁽²⁾」であり、国王がこの条件と委託に反するときには、人民は自動的に服従の義務をまぬかれ、「抵抗と防衛によって自らの保存をもとめる高次の義務をもつ⁽³⁾」とされる。ところが国王の「最近の回答」は、議会の開会を拒否し、議会の勸告を制約し、議会に対する国王の優越を主張し、国王なき議会を無力とするものであるが、国王と議会とが対立するときは、先にしめした論理にしたがって、議会こそ国王に優越するものでなければならない。こうしてパーカーは、ハルの兵器庫のあけ渡し拒否の問題や、アイ、ランドの叛乱の問題や、民兵軍の指揮権の問題などについて、議会の行動の正当性を主張するのであるが、こういう具体的な諸問題をはなれてパーカーの政治思想の特徴を追求していくとすれば、そのもっとも基本的な特徴点は、以上にのべた議会主権論にあるといつてよいであろう。もっともパーカー自身は「主権 (sovereignty)」という言葉を使つてはいないけれども、その意味するところは、言葉の有無にかかわらずあきらかである。たとえばパーカーはこう書いている。「すべての国においてどこかに恣意的な権力 (an Arbitrary power) があるということは、ほんとうであり、必要であり、そのために不便が生ずることはない。すべての人は自分自身に対して絶対的な権力をもっているが、自分を嫌う人はないのだからこの権力は危険でもないし、制約される必要もない。同じようにすべての国も自分自身に対し恣意的な権力をもっており、同じ理由によってそこには危険はない。もし国家がこの権力を一人また少数者にゆだねるなら、そこに危険があるかも知れない。しかし議会は一人でも少数者でもなく、事実、国家それ自体である。⁽⁴⁾」ここにいわれている絶対権力あるいは恣意的権力とは、まさしく主権にほかならない。もちろんパーカーは、君主制一般を原理的に否定しているわけではなく、平常時には国王と議会が立法権を分有するとしているのであるが、⁽⁵⁾ 1642年の段階ではそれは当然であつたといえようし、その議会主権論の主張は

(1) Ibid., p. 2,—in W. Haller: op. cit., II, p. 168.

(2) Ibid., p. 4,—in W. Haller: op. cit., II, p. 170.

(3) Ibid., p. 5,—in W. Haller: op. cit., II, p. 170.

(4) Ibid., p. 34,—in W. Haller: op. cit., II, p. 200.

(5) Ibid., p. 16,—in W. Haller: op. cit., II, p. 182.

疑いえないところである。したがってアレンのように、立法権が国王と議会とに分有されるという点にこだわって、パーカーの議会主権論の不徹底さを指摘するのは、⁽¹⁾ ややまとをはずしているといわなければならないし、その点だけについていえば、ザゴリンが批判しているように、アレンは「パーカーの見解を不必要に複雑化している」⁽²⁾ といつてよいであろう。

しかしザゴリンはパーカーの議会主権の意義を、国王に対する関係においてのみとらえ、これを平等派の人民主権論へ結びつけている点では、逆にパーカーの見解を必要以上に簡単化しているという批判をうけなければならないであろう。そしてその点では、かならずしも意図的ではないようであるけれども、アレンの指摘は重要である。すなわちパーカーは、先に引用した文章がしめしているように、議会を国家あるいは人民そのものと同一視しているのであって、このことは見逃しえない重要性をもつこととなるのである。もつとも、やはり1642年の段階においては、議会派陣営では、のちの平等派までふくめて、議会に対してゆるぎない信頼をよせており、そういう点からみれば、パーカーがここで議会と人民とを同一視していることは、とりたてて重要な意味をもつものではないかも知れないし、またある箇所、人民は国王に統治権をゆだねたのちも、「あるものはこれを議会のそとに自分自身で留保し、あるものを議会内に留保する」⁽³⁾ とのべて、人民が議会といえどもおかしえない基本権をもつかのようにいつているが、しかし、ほぼ1646年ごろから、議会と軍および民衆との対立が表面化するにいたってくると、パーカーの議会主権論のもう一つの側面、すなわち軍や人民に対する関係においての議会の絶対化という意義が、かなり露骨にあらわれてくるのである。1644年の「人民の権利」においては、なお主目標は絶対主義的な国家論を批判することにおかれていたが、しかし、議会は人民そのものであり、議会と人民とは分離しえないのであるから、「人民が議会に優越するということは馬鹿げたことだ」⁽⁴⁾ とされており、議会の人民

(1) J. W. Allen: op. cit., p. 431.

(2) P. Zagorin: A History of Political Thought in the English Revolution, London, 1954, p. 5, n. 2.

(3) Observations, p. 8,—in W. Haller: op. cit., II, p. 174.

(4) Jus Populi, p. 18,—cit. J. W. Allen: op. cit., p. 430.

に対する優越性が暗示されており、こういうパーカーの態度は、共和制成立後、彼が共和制の秩序の擁護者としてあらわれて、リルバーンに対するはげしい攻撃をあげたときの、その論理の基調となるのである。

パーカーのリルバーン批判は、1649年10月の裁判におけるリルバーンのはげしい法廷闘争に対してなされたもので、たんに法手続きの合法性を主張するのみでなく、裁判の權威を主張することによって、共和制の權威そのものを主張しているのであるが、その場合パーカーの論拠は究極的には、共和制議会の正当性ということにおかれるのである。パーカーによれば、「この議会は正当な議会であり、正当な議会は常にイングランドの最高の權威」なのであって、こういう議会の正当性は、「劍の裁き——これは最後に武力に訴えなければならぬような疑わしい場合には輕視しえない根拠であるが——のみでなく、もつとも強固な理性と国中の全人民の多数者の投票とによつても」証明されている、とされる⁽¹⁾。そして議会がこのように正当なものであるかぎり、たんなる私人が、しかも法について無知な、徒弟あがりの素人が、裁判の權威を疑い、議会の權威を冒瀆することは、ゆるすべからざる行為であり、その真意は、混乱をひきおこして共和制を転覆しようとする叛逆にほかならない、とパーカーはきめつけるのである。ここではもう、人民のもつ基本権という思想はなくなり、また人民こそが權力の源泉であるという主張も蔭をひそめてしまつて、「公共の治安」、「人民の安全」、「議会の權威」というような概念が抽象化され、個人の利益や個人の権利に対立する。だから、「私人はいかなる場合にも……公共の治安を乱すようなことをくわだてるべきではないし、公人といえども、低次の利益や権利や法よりも、人民の安全を優先すべきである⁽²⁾」とされ、また、「イングランド人の幸福よりもイングランドの存在を優先すべきであり、さらに、イングランド人の存在よりもイングランドの幸福を優先すべきである⁽³⁾」という主張もみられるのである。

以上のようなパーカーの議会主權論の反人民的な側面は、1650年においてこ

(1) A Letter of due censure, p. 29.

(2) Ibid., p. 31.

(3) Ibid., p. 20.

れほどまで露骨にあらわれるにいたったのであるが、しかしそれはすでに1642年の論文に根ざしていたものなのであった。パーカーはすでにそのときに彼がほんとうに民衆の味方ではなく、国王と民衆との中間にあるものであることを隠そうとはしていない。「観察」のなかでパーカーはこう書いている。「大衆は代表者に影響を与えるだけであって、支配的となる見込みはないが、しかし圧制をうけないようにしておく程度の影響力はもっている。……貴族やジェントリは、国王と人民の間、および彼ら相互の間で、公正適当な距離をもち、国王がいったように、『国王や人民が進出しすぎないように両方をたすけるすぐれた藩屏であり、堤となるものだ』。……議会は国王と貧しい臣民との中間を平穩にたくみに調停し、一方では専制をしりぞけ、他方では暴民政治をしりぞけ、国王には名誉ある王位を保ち、人民には自由という遺産を保たしめるのである。⁽¹⁾」こういう中間的な立場が、「ピュウリタン論」におけるパーカーの洗礼派非難や、「批判の手紙」における平等派への悪罵へ、つながるものであることはいうまでもない。パーカーにとっては、革命ははじめからそのような立場で意図されていたのであり、パーカーの革命性ははじめからそういう限界をもっていたのである。そしてその点で、クロムウェルらの革命主流が、革命初期には、少くとも主観的にはそういう限界をもっていなかった——1643年におけるクロムウェルの洗礼派弁護を想起せよ——のとくらべて、一つの差異があることに気づかざるをえない。この差異がどういう意味をもっているのかは、もう少しあとに説明をこころみることとしたい。

パーカーの主権概念は、ホッブズのそれと同じように、「きびしく論理的」で、「するどく正確に規定」されているといわれている。⁽²⁾ 社会契約論やその基底にある人間のとらえ方や、自然権の思想においては、パーカーの理論はホッブズのそれほど明確ではないし、主権の主体についても、これを絶対君主とするホッブズと、これを議会とするパーカーとでは、一見したところまったく相反する結論がみちびきだされてしまっているように見える。しかしパーカーと

(1) Observations, p. 23, —in W. Haller: op. cit., II, p. 189.

(2) W. K. Jordan: Men of Substance, p. 161.

ホッブズとの類似性は、その厳密な主権概念の提起にとどまらず、もっとふかいところにまでおよんでいるのではあるまいか。パーカーの主張は一貫して革新的であり、絶対王政を批判しつつ議会の権利を確立しようとしたものであったけれども、同時にそれをつらぬいているものは、主権の統一性と絶対性を強調することによって、無秩序と混乱を防止しようとする態度であった。「ピューリタン論」における教会批判がそのような意図のものであったことは、すでに指摘したとおりであるが、「観察」から「批判の手紙」にいたるパーカーの態度は、議会を中心とする国王および民衆への批判の態度であって、1642年の「請願」の副題がしめしているように「国王または人民のいずれかが、その偉大な忠実な会議、すなわち議会という最高法廷を見捨てるときに、国王と国家に対しておこるであろう大きな危険と不便をしめそう」とするものにほかならなかった。秩序をまもるためにはいかなる権力へも順応しようとしたホッブズにくらべると、パーカーは議会を秩序の中心におくことに固執している点で違いはあるけれども、その絶対主権論は、平等派の人民主権論のような革命的な意味をもつものではなく、ホッブズと同じように秩序維持という任務のためのものであったといえるであろう。それではこういうパーカーが、経済思想においてはどのような体系と主張をもち、またそこから、パーカーのどのような階級的立場をうかがうことができるであろうか。

V

パーカーの経済問題にかんする著作は、わずか二つで、内容的にもひろく経済問題の全般にわたってもその主張をしめすものではなく、貿易カンプニの問題にその主張を限定したものにすぎないし、ジョーダンがいつているように、「政治学や宗教における彼のもっと重要な貢献を特徴づけていた、あの独創性、⁽¹⁾理解、洞察をしめしていない」といわなければならない。しかしまたそれはそれなりに、当時の経済思想、とくに貿易論における一つのタイプをあらわしているといえるであろう。

(1) W. K. Jordan: Men of Substance, p. 206.

パーカーの経済問題にかんする最初の著作は、1642年にあらわされたブドー酒商人組合の弁護であるが、ここでは原理的な問題はほとんどあつかわれていない。ブドー酒商人組合は1638年に輸入ブドー酒一樽あたり40シリングの課税を認めたが、これが長期議会で問題となり、この課税は無効とされ、この課税とひきかえに与えられたブドー酒商人組合の特権も攻撃をうけた。パーカーは組合側を弁護するにあたって、この課税が国王からの圧迫によるものであり、組合には責任はないと主張するにとどまって、課税および特権の合法性を主張しえなかつたので、その弁護はまったく説得力を欠き、中途半端であつたといわれている⁽¹⁾。

1648年の「自由交易論」はそれにくらべるとはるかに原理的で、理論的に一つの立場につらぬかれているといえよう。この論文でまずパーカーは、貿易の重要性を強調することからはじめる。交易は国家に富と安全とをもたらすことによつて、「国家の幸福、いや国家の存立」に欠くことのできない重要性をもつ。「商人が輸出するものは利益をもたらし、彼が輸入するものは安全に役立つ」のみでなく、富はまた「戦争の支柱 (firmamentum belli)」であり、あるいは輸入されたものは再輸出されて利益をもたらすこともあるから、輸出も輸入もともに「富と安全」に貢献するといつてよい⁽²⁾。さらに貿易は、国内産業に販路を与え、海運力の強化に役立つから、「商人には陸上・海上の人々がともに大きく依存している」⁽³⁾のである。利潤は、パーカーにおいては、生産過程からではなく流通過程からのみ抽出される、と考えられている。「みずからの生産物を豊富にもっている都市は、そうでない都市よりも、容易にかつ速やかに繁栄にいたるのであるが、しかし経験が教えるところによれば、みずからの生産物をほとんどもたない都市でも勤勉であれば、何ものにも不足はしないが怠惰な都市よりも、より豊富によりゆたかに繁栄しうる。この差異は商人と農民との差異と同じである。農民の繁栄は売ることにより、老カトーがいったように、買うことにあるのではない。ところが商人は同

(1) cf. W. K. Jordan: op. cit., pp. 207—208.

(2) Of a free trade, p. 2.

(3) Ibid., p. 2.

じものの買手になり売手になる方法を見つけだし、しばしば、所有者がはじめに売るよりも小売商が転売するときの方が利益が大きいのである。⁽¹⁾ 、「こういうパーカーの貿易観は、なお個別商人の流通利潤にのみ目をむけていて、トマス・マンの場合のように流通総利潤＝社会的総余剰をとらえるにいたっていない⁽²⁾し、貿易差額という考え方もみられず、経済学の歴史のなかではすでに時代おくれとなった地位をしめるにとどまるというべきであろう。

さてパーカーによれば、交易のこのような重要性にもかかわらず、イングランドは他国にたちおくれ、「イングランド人が外国で貿易して手にいれる利益よりも、外国人がイングランドで貿易をして手にいれる利益の方が大きく、おそらく、外国商人はここへ輸入される彼らの商品からの利益をすべて手中におさめ、さらにわが国産品の輸出にあたっては、われわれと利益を折半している⁽³⁾」ような状態である、とされる。ここでもパーカーが、輸出入品自体の価値よりも、むしろ運賃や販売収入のような流通利潤のみを念頭においていることは、注目すべきことであり、したがってこういうイングランド貿易のたちおくれも、たんに商人の怠惰という理由にのみ帰せられてしまうのである。なおパーカーは、政治制度との関連においては、商人の政治参加が認められるという点で、君主制よりも共和制の方が、貿易の発展に有利だとしているが、⁽⁴⁾しかしそこから革命を正当づけようという論理が展開されているわけでもない。

以上のように交易の重要性とイングランドの現況がとかれたのち、パーカーは次に、自由の問題を一般論としてとりあげ、次に本論として交易の自由という具体的な問題へはいつていく。自由一般についてのパーカーの論点は、簡単にいえば、無制限な自由も極端な束縛もともに有害であって、その中間の適度の自由こそが望ましい、ということであって、これが政治論や宗教論における彼の中間的な立場につうじているものであることは、あらためて指摘するまで

(1) Ibid., p. 3.

(2) 商業が国家に富をもたらすという場合も、これはやはり個別商人の富であり、彼らが「突然の公けの必要あるときに」その富を抛出しようという意味にすぎない。

cj. Ibid., p. 2.

(3) Of a free trade, pp. 4—5.

(4) Ibid., p. 3.

もないであろう。⁽¹⁾ 自由とは水のようなもので、これを正しい限界のなかにおけば有益であるが、限界をこえてあふれると破壊的となる。土地についても、貧民はすべての開込み地の破壊と開放を要求しているが、全部の土地を共有地にしてしまえば、「貧乏人にも金持にも致命的な打撃を与えるような……全般的な混乱がおこるであろう」⁽²⁾とパーカーは主張している。それでは具体的に、貿易の問題についてはどうであろうか。革命の動乱につけこんで、この時期に多くの密貿易商人が活躍し、また議会において特権カムパニへの攻撃がくりかえされたことは、周知の事実であるが、パーカーは密貿易商人こそイギリスの貿易を阻害している大きな要因だとし、またカムパニ制のもつ長所とその廃止にともなう危険をあげて、カムパニ制、とくに彼自身がその駐在員となっている冒険商人組合、を、精力的に弁護しようとするのである。まずパーカーは、カムパニ制一般の長所として、(1)異教徒の国にあってもキリスト教を守りうること、(2)外国にあっても治外法権をもちうること、(3)貧民や未亡人や孤児に対して慈善をなしうること、(4)貿易においてのみでなく、外交上においても国家に奉仕しうること、という四点をあげているが、⁽³⁾ つづいてカムパニ制廃止にともなう危険をあげ、カムパニ制の利益を裏側から指摘している。それは次の四点である。すなわち、(1)徒弟制による実務訓練の必要、(2)産業規制による品質の維持・改良、(3)海運力の維持・強化、(4)販売の規制、不正取引の防止、⁽⁴⁾ がそうであるが、このようにしてパーカーは、「交易の自由は、ここにあげたような長所すべてに合致し、つりあいをとるべきで、あまり大きくひろげる必要はない」⁽⁵⁾と結論するのである。

カムパニ制をこのように弁護するパーカーは、次に独占に対する攻撃に答え

(1) 「自由交易論」のなかでもパーカーは政治論にふれ、「国王の自由と臣民の自由とは両立しえないものではない。国王があらゆることにおいて無制約であるということが国王の自由にとって必要なのではなく……、また臣民があらゆる法と服従からまぬかれて暮らすことが臣民の自由にとって必要なものでもない」(Ibid., p.6) といっている。

(2) Ibid., p. 7.

(3) Ibid., pp. 8—10.

(4) Ibid., pp. 14—18.

(5) Ibid., p. 14.

なければならない。これが彼の最後の論点となるのであるが、それは次の5点にわけられている。第一に、商人の数が多の方が沢山売れるという批判については、商品が無限に必要なものであるれば沢山売って沢山利益があがるということもあるであろうが、そうでないかぎり、あまりに多くの商人がはいりこみ濫売することは、利益にならず、かえって共倒れになって損失をまねく、とパーカーは答える。第二に冒険商人が独占であるという非難については、パーカーは、それが毛織物だけをあつかっているのではないこと、冒険商人だけが毛織物をあつかっているのではないこと、そのメンバーは6,000人という多数にのぼっていること、販売区域がせまく限定されていること、入会金も高くないこと(地方では25ポンド、ロンドンで50ポンド)、販売割当制も強制ではなく合意によるものであること——ここでパーカーは販売割当制と共有地割当制とを類推せしめ、割当によって生産または販売はかえって増大するという強引な論理を主張している——、不正取引はおこなわれていないこと、などの諸点をあげ、独占非難に答えている。第三にパーカーは、冒険商人の特権はこれまで国王や議会によって支持されてきており、最近では1643年に議会によってその特権の確認をうけたのであるが、これを非難する人々はそれぞれ自分の利益しか考えておらず、織元は産業規制をまぬかれ低品質の商品をつくるために、密貿易商人はカムパニの負担で利益だけを盗むために、外港の役人は賄賂をとるために、宮廷の投機者は自分のふところを肥やすために、それぞれカムパニ制を攻撃しているのであって、カムパニ制廃棄の企てがいかに惨めな結果しかもたらさないかということは、かつてのコックエインの計画の失敗からあきらかである、と主張する。第四に、産業規制の問題に関連して、織元の方が商人より品質については詳しいのだから、商人が品質検査を担当するのは不当な圧迫だという非難があるが、これに対してパーカーは、生産が問題なのではなく売却が問題なのであって、外国へ高く売ることが大切なのだから、商人が検査するのは当然であるとし、かつ一般的に、織元は商人に従属すべきであると主張する。「商人の利益は織元の利益より以上に、国家の利益に合致する。何故なら、商人の勤勉と職業によって獲得され、商人の奉仕によってわが国内に保たれて多くの家族を維持している……ところの儲けを、織元はうばおうとしてい

るのだから。」織元の仕事が商人をとおして維持されるものであるかぎり、織元たちの主張する自由貿易は、かえって織元たち自身にも有害な結果を与えないではおかないであろう。生産ではなく流通にこそ利潤の根源をもとめるパーカーの見解は、ここでもきわめて端的にしめされているのである。最後に第五に、冒険商人が価格のつりあげをはかっているという非難に対しては、パーカーは一部その事実を否定しつつ、特別の賦課金 (imposition) についてはその必要を力説し、それも不当に高くないようにこれを一定額に固定する法案が準備されている、と答えている。⁽²⁾

以上のようなパーカーの主張は、事実をゆがめた不当な弁護であるといわなければならないような点をもっているし、⁽³⁾ヘンリ・ロビンソンが1641年の「交易の増大によるイングランドの安全」ではカムパニ制の維持を主張しつつ、1649年の「交易と海運の増大にかんする簡単な考察」では、その弊害を認めてその改善を考慮しているのにくらべると、⁽⁴⁾パーカーの方がかなり強硬だともいえよう。しかしそういうことはいわば程度の差にすぎないことであって、パーカーとロビンソンとを区別する本質的な違いではないし、独占ではなく「秩序ある交易」を主張している点で、パーカーの主張は当時のごくふつうの商人的な思想をあらわしているにすぎないのである。生産という視点をまったく欠如し、流通面にのみその眼を局限して、「イングランドの商人の利益はイングランド国民の利益とみなさるべきである」⁽⁵⁾と主張するパーカーの立場は、新しい社会への展望をもちえないままに、古い秩序の解体を促進する商業資本の典型的なイデオロギーというべきであろう。その意味でもまたパーカーは、まさしく中間的とよばれるべき地位にたっているといつてよい。そしてこういう立場

(1) Ibid., p. 31.

(2) 以上の批判と反批判については cf. Ibid., pp. 20—33.

(3) たとえば冒険商人のメンバーを6,000人というのはあきらかに過大であり、実際に活動していたのは300人ぐらいであるといわれ、また販売割当制も有力商人の独占のために利用されていたことは事実のようである。cf. A. Friis: Alderman Cockayne's Project and the cloth trade, Copenhagen & London, 1927, pp. 76—90.

(4) 拙稿「イギリス革命期の経済思想Ⅱ——ヘンリ・ロビンソン——」(「商学討究」第9巻3号) 50ページ参照。

(5) Of a free trade, p. 13.

がふつういわれているように、革命の最右翼である長老派ばかりでなく、革命の中心部である独立派にふくまれていたことを、われわれはもう一度確認しておかなければならない。ただし、ふたたびヘンリ・ロビンソンの場合と同じように、パーカーもまたいわば消極的な独立派というべき立場にあり、独立派そのものの核心からはややそれている。ジェームズ・ハリントン、ヘンリ・ロビンソン、そしてヘンリ・パーカーと、地主的・商人的な独立派の分析を私は以上のようにこれまでこころみてきたのであるが、そのいずれにおいてもなお、生産力のブルジョア的發展を指向する思想をみいだすことはできなかった。独立派の核心というべき経済思想をどこに見出すべきか、これを追求することが今後の私の課題である。

〔附 記〕

この論文で利用したパーカーの著作のマイクロ・フィルムについても、私はやはり竹内幹敏学兄の御好意によっている。かさねて附記して感謝の意を表したい。